

建設事業者のみなさまへ

現場以外に産業廃棄物を保管する場合、

群馬県知事 前橋市
は市長
高崎市 へ届出が必要です

＜＜廃棄物処理法改正、平成23年4月1日から実施＞＞

1 届出が必要となる保管

- ① 発注者（施主）から建設・解体・改築工事を請け負った元請業者が、
- ② その建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を現場以外において自ら保管し、
- ③ その保管場所の面積が300平方メートル以上のもの

2 届出が不要な保管

- ① 許可を受けた廃棄物処理の施設において行われる保管
- ② ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出済みの保管

※下請業者・孫請業者は、届出を出すことができません。元請業者の産業廃棄物を保管してしまうと廃棄物処理法に抵触しますのでご注意ください。

3 届出する時期

- ① 保管しようとするときは、あらかじめ届け出ます。
- ② 非常災害のための応急措置の場合は、保管した日から14日以内に届け出ます。
- ③ 届出済みの事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更を届け出ます。
- ④ 保管をやめたときは、30日以内に廃止を届け出ます。

4 届出することにより

- ① 産業廃棄物保管基準を守ってください。（囲い・看板・構造・管理の基準）
- ② 職員が立入検査・報告の徴収をすることがあります。

5 次の場合、罰則を適用することがあります

- ① 届出をしない。虚偽の届出をした。（設置・変更・廃止の届出）
- ② 立入検査を拒んだり、保管基準に違反したときの改善命令に従わない。

6 届出書の添付書類

① 保管場所を使用する権限を有することを証する書類

- ・土地の登記事項証明書と公図の写し（必須）
- ・屋内の場合は、建物の登記事項証明書
- ・土地・建物の所有権を有しない場合は売買・賃貸借・使用の契約書の写し
（あわせて原本を提示又は写しに原本と相違ない旨の証明をしてください）
- ・農地の場合は、農地転用許可証など、必要に応じ添付してください。

② 平面図及び付近の見取図

- ・平面図（保管基準により囲いの設置が義務となります。その囲いにより保管場所の面積を算出できるもので、囲いの位置・材質・高さ、底辺の材質などを平面図に記載してください。）
- ・付近の見取図（保管場所を設置する土地の形が認識できる程度の縮尺）

7 届出先（相談窓口）

設置場所（管轄）	届出先（担当窓口）
伊勢崎市、渋川市、玉村町、榛東村、吉岡町	中部環境事務所 廃棄物係 371-0051 前橋市上細井町2142-1 TEL: 027-219-2021
藤岡市、富岡市、安中市、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町	西部森林環境事務所 廃棄物係 370-0805 高崎市台町4-3 TEL: 027-323-5530
中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村	吾妻森林環境事務所 総務環境係 377-0424 中之条町大字中之条町664 TEL: 0279-75-4611
沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村	利根沼田森林環境事務所 総務環境係 378-0031 沼田市薄根町4412 TEL: 0278-22-4481
桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	東部環境事務所 廃棄物係 373-0033 太田市西本町60-27 TEL: 0276-31-2517
前橋市	前橋市役所 廃棄物対策課 371-8601 前橋市大手町2-12-1 TEL: 027-898-5953
高崎市	高崎市役所 産業廃棄物対策課 370-8501 高崎市高松町35-1 TEL: 027-321-1325

【産業廃棄物保管基準について】

- (1) 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。(廃棄物の荷重がかかる場合には、構造耐力上安全であること。)
- (2) 見やすい場所に必要事項が記載された掲示板が設けられていること。

《必要事項が記載された掲示板》

縦横60cm以上であり、かつ、次の事項を表示しなければなりません。

- ① 産業廃棄物の保管の場所である旨。
- ② 保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合にはその旨を含む。)
- ③ 「保管の最大高さ」は、容器を用いずに廃棄物を保管する場合に記載。
- ④ 「廃棄物の搬出先」は、中間処理施設における処理前の廃棄物の表示は要しない。

※表示例

廃棄物の保管区画	
廃棄物の種類	
保管上の制限	面積 総容量
保管の最大の高さ	■
廃棄物の搬出先	

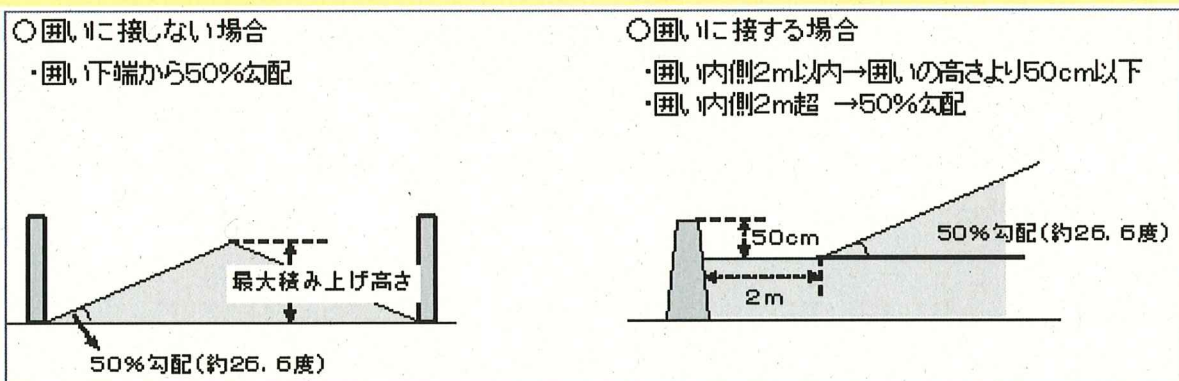
- (3) 保管に伴い生ずる汚水によって、公共水域及び地下水を汚染しないよう、必要な排水溝等を設けるとともに床面を不浸透性材料で覆うこと。
- (4) 屋外において容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物が決められた高さを超えないようにすること。

《決められた高さ》

屋外において容器を用いずに保管する場合の最大の高さは次により求めます。

- ① 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下「直接負荷部分」)がない場合(囲いに接しない場合)
保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該点が2点以上ある場合は最も地盤面に近いもの)までの高さ
- ② 直接負荷部分がある場合(囲いに接する場合)
イ 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあつては、その下端)(以下「基準線」)から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分→地盤面から当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

- 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分→当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該点が2点以上ある場合は最も地盤面に近いもの)までの高さ



※イメージ図

- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 保管数量の上限は、1日の平均的な排出量に7を乗じて得られる数値とすること。(積替えに限る)
- (7) 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じ、かつ、飛散の防止のため、覆いをする、梱包する等必要な措置を講ずること。
- (8) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

【特別管理産業廃棄物を保管する場合は、次の基準を加えます】

- (9) 他の物が混入するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- (10) 特別管理産業廃棄物の種類に応じた措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物の種類	保管に際して必要な措置
廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物	■ 容器に入れて密封する等、廃油、ポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置 ■ 高温にさらされないために必要な措置
廃酸、廃アルカリ	■ 容器に入れて密封する等、腐食を防止するために必要な措置
ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物	■ 腐食の防止のために必要な措置
廃水銀等	■ 容器に入れて密封し、飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置 ■ 高温にさらされないために必要な措置 ■ 腐食の防止のために必要な措置
廃石綿等	■ 梱包する等、飛散の防止のために必要な措置
腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物	■ 容器に入れて密封する等、腐敗の防止のために必要な措置